

従来、日本のみを「加害者」とし、中国や韓国を「被害者」として扱ふ定式がこれら両国の公定史観となつてきて居り、これに異を唱へることは、我国の学界、教育界、言論界に於て禁忌（タブー）とされてきた。だが本稿は、この禁忌に触れることも敢へて書くつもりである。世の中の全ての争ひには、当事者双方に幾分かづつの責任があるのが普通だからである。

右のことは、複雑な歴史的背景をもつ戦争に於て、殊更当てはまるであらう。歴史に対する責任の問ひ方には色々ある。武力の行使だけではなく、懈怠や退嬰や頑迷、内訌や腐敗や排外、違約や背信、領土的野心、互譲精神の欠如なども、国際関係を悪化させ、歴史を混乱に導く重大因子であり、それ相応に歴史に対して責任があらう。戦争責任といふものがあるとすれば、それはこのやうな広義に於ける歴史に対する責任を含むものでなくてはならぬ。これについて筆を曲げたのでは眞実は埋没する。戦争の原因はいつに、責任はいつに——。本書は禁忌を冒して直筆直言してゆかうと思ふ。

では「大東亜戦争への道」を語ることにしよう。これは「侵略戦争史観」への疑義を前提とする近代史再検証への一つの試論である。迂遠のやうだが、戦争の史的背景を重視する立場を取る筆者は、どうしても近代化への一歩を踏出した明治日本と清韓両国との関係から説き起すといふお決りの型を踏襲せねばならない。

第二章 近代日韓関係の始り

第一節 排外朝鮮の独善

対等に始つた日清関係

我国と中国が近代の初めから敵対関係にあつたと考へたら大間違ひである。意外と思はれるかも知れないが、日本と中国とは平等対等の関係から出発した。そのことは明治四年（一八七一年）に結ばれた両国間の最初の条約である日清修好条規が対等条約であつたことを考へれば十分だ。

江戸時代の日清関係は云はば私交の域を出なかつたため、維新を断行して近代化の第一歩を踏出した我国は、明治三年八月、清国に対して修交提議をしたが清国は応じなかつた。しかし、李鴻章や曾國藩は近代国家として発展しつつある日本と通商を開くことの道理を説き、清廷も竟に修交に決した。かくして翌明治四年五月より日清間に交渉が行なはれ、七月に日清修好条規全十八カ条が調印された。その条文には格調高く両国の友誼関係が謳はれて居り、中々見事なものである。例へば第一条は「こののち両国はいよいよ和誼を厚くし、天地と共に窮まりなかるべし。両国の領土は互ひに礼を以て扱ひ、いささかも侵越することなく、永久安全を得せしむべし」と述べ、後年の常套的法律用語とは違つた甚だ趣きある文章で両国永遠の親交を力強く約してゐる。

この条約で重要なことは、日清相互に治外法権と領事裁判権を承認し合ふことによつて平等条約となつてゐる点である。領事裁判権とは、清国で日本人が罪を犯した時は日本領事が日本の法律に照して裁き、日本で清国人が罪を犯した時は清国領事が清国の法律を適用して裁く権利を謂ふ。相手国だけに領事裁判権を許し、自国にこれを持

たざる条約は所謂「不平等条約」であり、我国が安政年間に米英蘭露仏などの西洋列強と結んだ通商条約が不平等条約と呼ばれるのは、関税自主権の欠如と共に、領事裁判権を相手国にのみ許してゐたからである。

清国が阿片戦争以後に西洋列強と結んだ諸条約も、清国に不利な不平等条約であつた。それ故我国が、清国との条約で列国と同一の権利を取得することを希望したのは自然なことであつたが、我国の国力が欧米諸国に比して格段に低かつたことや、外交術の十分ならざることの故に、この希望は実現しなかつた。

ともかく、結果的にであれ、室町時代以来中絶してゐた日支正式国交の出发点となつた日清修好条規が、相互に對等平等の条約として結ばれた事實は甚だ重要な意味をもつ。もし二十三年後に日清戦争が起きなかつたならば、この修好条規は廃絶されることなく存続したであらう。そして両国は依然として静謐な関係を維持し得たかも知れない。だが云ふ迄もなく、戦争状態の発生は当事国間の一切の条約関係を廢滅せしめる。日清開戦と共に日清修好条規が自動消滅したのもこの理由による。

それに代つて日清戦争後の明治二十九年に結ばれたのが日清通商航海条約であるが、これが先の修好条規と違つて、日本にのみ治外法権を認め、また清国に関税自主権がない等の点で不平等条約であつた。この不平等条約の改正をめぐる日華の意見の相違と紛議が、後年、滿洲事変へ発展する両国間の一大懸案となつたのであり、それを思へば滿洲事変の種子は、すでに日清戦争のなかにはぐくまれてゐたと云へる。

このやうに日清修好条規から日清通商航海条約への交替は、即ち両国関係が平等対等から不平等なものへ変質してゆく過程そのものであつた。そしてこの変質の直接原因となつたものは、正しく日清戦争に他ならなかつた。では日清戦争は何故起きたのか。その原因と責任は日本にあるのか。それとも清国、或は朝鮮にあるのか。

日清戦争の原因は朝鮮問題にあつた。そこで、日清戦争を論ずるには、先づ最初に我国と朝鮮との関係を語らなくてはならない。

豊臣秀吉が朝鮮に出兵した文祿慶長の役以来、我国と李氏朝鮮との関係は中絶してゐたが、徳川家康は朝鮮との修好回復を図り、慶長十二年（一六〇七年）以来両国国交は回復した。以来朝鮮は我国に来聘するのを慣例とし、朝鮮通信使の往来は十二回に及んだが、文化八年（一八一一年）以降交りは中絶し、朝鮮信使の聘礼は対馬で行なふことになつてゐた。幕府は屢々国交回復を考へたが、やがて内憂外患々々至り、実現を見なかつた。

維新後、明治日本と大陸との関りは、当然ながら朝鮮を通じて始つた。新政府は明治元年（一八六八年）一月、各国に王政復古の旨を通告したが、朝鮮については従来朝鮮との接触に當つてきた対馬藩主・宗義達を通じて、維新による王政復古の事情を告げると共に、朝鮮との修交回復を希望する政府の国書を提出させた。だが朝鮮は我国の修交提議の受理を拒否した。その理由は、宗氏の書簡に「皇室」「奉勅」「朝廷」などの文字があるのは旧例に反する上に、従来朝鮮が与へた印章を使用してゐたのに、今回は新しい印章が使用されると云ふことであつた。

朝鮮は十四世紀末、太祖李成桂が尊明主義を標榜して以来、五百年近く中国に服属してきた。「朝鮮」といふ国号も明より与へられたものであつた。このやうな朝鮮にとつては「皇」「勅」「朝廷」などの文字は中国のみが属国に対して使ふべき文字と考へられたのである。

書簡の形式が前例と違ふ——これが日本の修交提議を拒否した朝鮮の理由だが、政権が一新すれば政治外交のあらゆる面での形式が改まることは当然であり、旧例を踏襲するのでは国家を改造したことにはならない。現に世界の列国は新政府の成立を承認してをり、あの旧套墨守の清国でさへ、この三年後には我が新政府と修交を結んだことは前述の通りである。だが、日本の最も近い隣国の朝鮮には、維新の事情をいくら説いても通じなかつた。これがその後の不幸な歴史の始まりであつた。

「臣隷」化への猜疑

越えて明治二年三月、我方は朝鮮側に、日本では二千有余年の間、天皇が大政を総攬してきたことは朝鮮も承知してゐる所であり、「皇」の字を使ふのは、この度、政体が天皇親裁に改められたからである、今般綱紀を一新して従来の対馬藩を通じての私交を公文に改め、ますます隣交を敦くせんがために印章も新しくするのである、といふ趣旨の反駁書を提出して朝鮮の誤解を解かうとした。

これに対して朝鮮側は、「皇・勅」等の文字を日本が使ふのは、朝鮮を日本の「臣隷」とする野望を示すものであると主張し、「我より親交を好まずの言は堅く言ふべからず、ただ言を左右に寄せ、因循模稜（曖昧）を以てし、隣好を好まざるに非ざれども、率由旧章（旧例に従ふ）を以て陳防（陳弁）の要領とし、余は曖昧朦朧、百段の術を以て之を待ち、一旦日本短慮を以て事を破るに至る時は、罪日本に在り、茲に至る時は国力を尽くして相戦ふべきのみ」（田保橋潔「近代日鮮関係の研究」）といふ甚しく不真面目かつ欺瞞的な底意を藏して我が修交提議を拒否し続けたのであつた。

今日なほ朝鮮の歴史研究者の間では、日本側が「皇」の字を使用したのは、朝鮮を「臣隷」化しようとする策謀であつた、との説が唱へられてゐるが、もしさうならば、八年後、日本が「武力を以て押しつけた」とされる江華島条約で、日本側がたとへ字句の上だけでも「朝鮮国は自主の邦にして日本国と平等の権を保有せり」「爾後……彼此互ひに同等の礼儀を以て相接し毫も侵越猜嫌することあるべからず」等と明文で約束する筈はなかつたであらう。

むしろ、朝鮮が数百年來、明清の「臣隷」と化していた事実の方が歴史の上からは、より大きな問題を包蔵してゐたやうに思はれるのである。

傲頑、覺ますも覺めず

朝鮮がかくも頑なに修交を拒否したのは、二年前に平壤近くの大同江で通商開始と食料供給を求めた米艦シャーマン号を火船で焼打ちし、乗員全員を殺害した事件、また同年、宣教師九名の殺害に抗議するため江華島に來航したフランス艦隊を退却させた事件があり、このため、当時幼き国王（高宗）の摂政として朝鮮国政の万機を独裁していた大院君（国王の実父）が、その鎖国排外主義に対する自身をいよいよ深めつつあったといふ事情もあらう。事情や理由は何であれ、その後の悲しむべき日韓の歴史は、右の如き進取開国の日本と頑迷な排外朝鮮との出会いの中に、すでに胚胎してゐたと云へる。

明治二年九月、我国は朝鮮外交を宗氏の手から外務省の所管に移した。近代国家への一步を踏出した日本が、条約によらない「私交」を廃止すべきは当然の理であつたらう。かくして十二月、政府は外務省員の佐田白茅と森山茂を釜山に派遣して、維新通知の国書への回答を督促させたが朝鮮側は応じなかつた。佐田は朝鮮国情を視察した後、翌年三月帰国して建白書を外務卿・沢宣嘉に提出した。その中で佐田は朝鮮について「我を知つて彼を知らず。その人、沈深狡猾、固陋傲頑、これを覺ますも覺めず」と評し、国使を朝鮮に派遣し、三十大隊の武力を以て説服しなければ朝鮮との交渉は打開せずと建言した。佐田が朝鮮の人と国状を見て得た結論は、このやうな急進的な征韓論なのであつた。

佐田の三十大隊論は冷笑裡に葬り去られたが、復古思想の立場からではなく、現実の日韓関係を外務省員としての觀察と体験から判断して提唱された征韓論として、頗る注目に値するものである。

かくして武断的対韓政策は我が政府の採用するところとならなかつた。同じ明治三年十月、我国は使節一行を渡韓させ、外務卿よりの書簡を示して国交を求めた。我国が宗氏を介せず、直接に提出した最初の国書である。この

書簡には「皇」「勅」「朝廷」など、かつて朝鮮との間に摩擦を生じた字句は一切避けて使用されてゐなかつたが、朝鮮側はこれをも拒絶し、交渉はすべて宗氏を介すべしと旧例を固守して譲らず、一行は空しく釜山に留ること一年有余にして帰国した。この間、大院君は八道各地に「斥洋碑」を建て、攘夷と毎日の意気は高まる一方であつた。

第二節 朝鮮の開国

正義の名分求めた西郷の征韓論

明治五年、我国は宗氏と朝鮮の関係を断絶せしめ、交渉を名実共に政府の手に収めたが、朝鮮側はこれに対して、我国の朝鮮に於ける外交事務所である釜山の草梁和館への薪炭食料の供給を断つなどの冷酷な仕打ちに出た。翌六年、朝鮮の排外気運は更に高まり、草梁和館への食料供給を拒絶するほか、門前に毎日告示を掲示するまでに我国への敵対意識を露骨に表した。この報東京に達するや、征韓論は一挙に激成されたのである。

太政大臣・三条実美による征韓論原案は、「我国の誠意に応へぬばかりか、却て驕慢と侮辱の態度を示すに至つた」と韓国を非難し、居留民保護のため若干の陸軍と軍艦を派遣し、その上で使節を送つて談判し正理公道を説くべしと云ふものであつた。

この原案は出兵と特使派遣の二条を含むものだが、参議・西郷隆盛は前者を否定し、後者を主張した。西郷の論はかうである。

「いま俄かに出兵すれば朝鮮は、日本は朝鮮を併呑するものと疑ふであらう。これでは当初から朝鮮に対する徳義

に反することになる。先づ責任ある全権使節を派遣し、正理公道を以て我国の意図を説き、朝鮮政府に非を悟らせるべきである」

西郷は自ら全権使節になることを主張した。全権として一兵も従へず、正理公道のみを信じて京城に乘込み談判する。それでも朝鮮側が傲岸な態度を改めず自分を暴殺するやうな事態になれば、その時に初めて出兵すべし——これが西郷の征韓論であつた。

「征韓論」といふ言葉は「韓国を征服せんとする論」であるかの如き誤解を招き易い。だが西郷は武士道の人ではあつたが、征服欲とは縁なき人物であつた。「西郷は、征服のためのみに戦争を始むるには余りに多く道徳家であつた」と内村鑑三は「代表的日本人」の中で書いてゐる。「弱きを挫くことは決して彼の思はざる所であつた」と。「彼の理想の英雄はジョージ・ワシントンであつたと謂ふ。また彼は、ナポレオン及び彼と同型の人物に対し、強き嫌悪の情を示したと謂ふ。その事実だけにて、西郷は決して低き野心の奴隷でなかつた十分の証拠となるであらう」

寸言よく西郷の人となりの本質を云ひ表はしてゐるではないか。無名の師を欲しなかつた西郷は、出兵には正しい名分が必要であるとし、そのためには自らの生命をも取へて犠牲にすることも辞さなかつたのである。「正道を踏み固を以て斃るるの精神なくば、外国交際は全かるべからず」とは南洲遺訓中の名言だが、彼の征韓論はこの精神の躬行実践を目指した主張と云へるだらう。

東亜の先覚者日本

「征韓論」といふ積極的な響きをもつこの用語の意味は、幕末維新当時の日本人が抱いてゐた、より大きな対外経倫思想の枠組みの中で理解する時、はじめて明確になる。例へば佐藤信淵や吉田松陰をはじめとする幕末思想家達

が、進取果敢な大陸経略の方途を説いたことは有名であるが、それらは結局、駭々たる西洋列強の帝国主義的侵入に対しては、ただ受動的に抵抗するに留まらず、能動的な海外経略によつて白人帝国主義を防遏し、アジアの再興を図るべしとする思想に立脚した論策であつた。

十九世紀中葉、我が隣邦の清国は老いて病み、西洋の植民地主義に抵抗する力を失つて居り、朝鮮また宗主国の清国あることのみを知つて世界の氣勢を知らず、迫りくる列強の脅威も無論も悟ることなく深い曖昧の中に停頓してゐた。前記の幕末思想家達は、間違ひなく東亜の先覚者だつた。西力東漸の脅威について自覚し、警鐘を鳴らした者は、彼等を措いては東亜諸国に居なかつた。我国を除く全アジアが衰微し、眠つてゐたのだ。してみれば、彼等の対外経略論が、日本中心型あるいは日本盟主論へと發展して行つたのは歴史の必然であり、是非もない次第であつたと云へるだらう。四囲から侵略勢力が迫り来るとき、真空無力地帯は併呑される他ない。東亜が、主導者を有する堅固な統一体となつて、初めて四方の敵対勢力の圧迫に耐へ、これを撥ねのけることが可能となる。

（註我が幕末の頃、朝鮮では李恒老といふ儒学者が「衛正斥邪思想」を唱へた。「衛正斥邪」とは「正学たる儒学を衛り、邪学たるキリスト教を排斥する」といふ思想で、一八六六年、米・仏の軍艦が朝鮮に來航した際、「海賊と戦へば国内の礼教は保たれるが、洋賊と和せば人類は禽獣の域に落入る」といふ極端な排外思想に立つ主戦論を国王に上疏した。この硬直した衛正斥邪思想は李の門人達に継承され、近代朝鮮の政治・外交・社会の進展に強い影を落すことになつた。朝鮮の学者によれば、この思想は決して排他的な孤立主義ではなく、欧米列強のアジア侵略に対して、朝鮮、中国、日本の「信義」に立脚した「三和主義」を主張するものであつたが、日本の「棄信背義」的侵略行為によつて三国間の内部対立に陥る結果になつた、と主張されてゐる（姜在彦「朝鮮の攘夷と開化」）。しかしながら、西力を前にして自らの無力を認識し、一時膝を屈して開国し、近代文明を摂取することこそ、他日欧米列強に対抗し得る途であると悟つた日本と、狹狭独善の衛正斥邪思想に支配される朝鮮及び尊厳な中華思想から抜け切れない清国が「信義」に立つ「三和主義」によつて提携するなど、畢竟机上の空論以外の何ものでもなかつただらう。そして斯くの如き日清韓三国の間の世界の大局についての認識と覚醒に於ける

救ひ難いぞそが、幕末維新期の我が識者の間に、東亜再興の主導者たるべしとの切実な意識を育んでゆくことにもなつたと考へられる。

西郷の征韓論も、右の如き思想的系譜の中に位置づけてみる時、単純に「侵略思想」と断ずることの誤りは、自づから明らかになるであらう。西郷の対外経綸は学者の空論とは異なり、四圍の現状認識に立つてゐた。

即ち、明治四年には陸軍少将・桐野利秋に北海道を巡視させ、樺太・沿海州を抑へてロシアの南侵に備へる策を立て、翌五年には陸軍中佐・北村重頼と同少佐・別府普介に朝鮮を巡視させ、また鹿児島池上四郎と土佐の武市正幹を外務省出仕として邦人未踏の満州に派し、兵要地誌や政治財政及び風俗まで視察させてゐる。因に翌六年始めには、陸軍少佐・樺山資紀と海軍秘書・児玉利国を南支と台湾に派遣して海外情勢を調査させてをり、西郷の対外政策が北方や大陸のみならず、南方まで含む頗る視野の広い経綸であることを示してゐる。

西郷の眼中には一朝鮮のみがあつたのではない。それ故、彼の征韓論も、その遠大な東亜経綸政策の中で光を照射して、初めて正しく把握することができるのである。

江華島事件

西郷の征韓論が「内政整はず、また樺太に露国との紛争頻発する現状では遣韓使節を派するのは時期尚早」との岩倉らの意見に敗れ、明治六年、征韓論者が廟堂を去つた経緯はよく知られてゐることなので省略する。だが、この対韓問題は、思はぬ事件で一応の結着を見ることになつた。

明治八年九月二十日、朝鮮西岸の航路研究を行なつてゐた我が軍艦雲揚号が、飲料水を求めようとして江華島に近づいた時、突如同島の砲台より強烈な砲撃を受ける事件が発生した。

日本国旗の模本はすでに朝鮮政府に交付してあつたので、井上良馨艦長は、マストに軍艦旗を揚げたが朝鮮は発

砲を止めない。ここに於て雲揚は反撃を加へ、陸戦隊を上陸させて砲台を占領し、武器を捕獲して長崎に帰着した。世に謂ふ江華島事件であるが、この事件を転機として対韓問題は急速解決されることになつた。

即ち事件の報至るや、我が政府部内に、問罪の使を派遣すべしとの意見は一気に高まり、廟議もこれに一決、黒田清隆開拓使長官を全権として渡韓させることになつた。かくして翌明治九年二月、我が全権一行は江華府に入り、朝鮮が我が国書を拒絶したこと、雲揚号を砲撃したことの二点について朝鮮側全権と談判した。朝鮮側は様々に弁疏したが、結局修交を開くことを承認し、二月二十七日、「日鮮修好条規」が調印された。これこそ朝鮮が外国と結んだ最初の条約であつた。因に、西郷は江華島の日本海軍の武力行使を「友誼上、実に天理に於て恥づべき所為」と評し、残念がつたと云はれる。

韓国の史書は雲揚号事件を、日本が侵略的意図から計画的に惹き起こした事件であると記してゐる(例えば李基白「韓国史新論」)。だが歴史の事実は、しかく単純ではない。では江華島事件の背景を簡単に説明しておかう。

征韓論者が非征韓論者に敗れて下野した翌年の明治七年、朝鮮に於て大院君の勢力が失墜して国王が政治を親裁し、庶政面目を一新したとの風説が釜山にあり、我国はあたかも、朝鮮と関係の深い外務大丞・宗重正を朝鮮に派遣して漸進的に日韓修交を図らんとしてゐた折でもあつたので、先づ朝鮮政情を視察させるため、六月外務省官吏・森山茂を釜山に派遣した。

森山は草梁和館で朝鮮の訓導と交渉したが、朝鮮側が我が外務省官吏を公認し、応接したのはこれが最初である。交渉の結果、九月朝鮮は日本の「和解の意思」が明らかであるとして、日本側が新しい書簡を送つて朝鮮がこれを受理するといふ我が提案を承認し、その旨森山に回答してきた。なほこの交渉で森山は日本国旗や軍艦旗の模本を朝鮮側に手交して、これを沿岸地方に公布して日本艦船を保護するやう要請したのであつた。

斯くして修交への道は漸く開けたかに見えた。森山は十月に帰国復命し、翌年二月に、今後は理事官として、外務卿・外務大丞の書簡を携へて再び渡韓、その返書を求めたが、朝鮮側は前言を翻し、驚くべきことに、一行が汽

船に乗つて来たこと、洋式の大礼服で宴会場正門を入ること等に異を唱へ、交渉を拒否した。旧套墨守も極まつた観があつた。この朝鮮側の態度の豹変は、大院君一派が再び勢力を挽回して王宮に入り、韓廷の政策が排外色を強めた結果であつた。

森山は朝鮮の背信と破約を責めたが埒は開かず、もはや文書の往復による解決の見込は殆ど絶えた。韓廷でも国王・閔妃側には日本との衝突回避を第一とし、宴会の服制、書簡の形式については協調的態度に出ようとする向きもあつたが、全体としては依然、排外的強硬論が支配的であつた。

六月、朝鮮側は両国国交は旧制を維持し、独り服制のみならず、一般に旧制に違へば応接を許可せぬことに確定した旨を伝えてきたため、森山は外務卿書簡を提出することができず、前年九月の協定実行は不可能となつた。森山理事官は九月二十日帰朝の命を受け、翌日釜山を出発したが、江華島事件が発生したのは前述の如く、帰朝命令を受けた九月二十日のことであつた。

偏向教科書では分らぬ歴史の姿

江華島事件が発生し、日鮮修交条規（江華島条約）が結ばれた事情は凡そ右の如くであつた。この修交条規第一条は「朝鮮国は自主の邦にして日本国と平等の権を有せり」と謳ひ、朝鮮の独立自主を明言し、第四、五条は釜山の他に貿易港二カ所の開港、第十条は朝鮮開港場に於ける日本の領事裁判権を取り決めてゐる。この領事裁判権とは、韓国に居留する日本人が韓国人に対して罪を犯した事件は日本領事がこれを裁断することを定めたもので、所謂治外法権である。

これは一見、不平等とも思はれようが、実は徳川時代には、朝鮮で罪を犯した日本人は和館館守に引渡され、犯人は身分に応じて館守が裁くか、対馬に送還されて藩主が藩の法規慣例に従つて直裁する習しであつた。即ち維新

前の朝鮮では事実上、日本の治外法権が長年に亘つて行なはれてきたのであり、修交条規はその慣行の成文化に他ならなかつたのである。それ故、韓国側は領事裁判権の規定をむしろ公正とみなし、無条件で認めたのであつた。

江華島条約によつて我国は朝鮮公使館を京城に開設し、幕末以来杜絶していた日韓修交はここに漸く回復したのであつた。

江華島事件と修交条規について大分紙幅を割いた。それは何故か。次の教科書記述を読んでもらへば分かる。

「一八六八年、政府は朝鮮に国交の再開を求め、日本が朝鮮より優位の立場をとろうとした。しかし、朝鮮は従来通りの関係をのぞみ、鎖国政策をとりつづけた。このような朝鮮の態度に対して、政府の内部では征韓論がとなえられた。ついで一八七五年九月江華島事件がおこつたのを機会に、日本は強硬な態度をとり、翌年二月朝鮮に日朝修交条規を結ばせた。これは、朝鮮にとっては日本が西洋諸国と結んだ不平等条約と同じ性質のものであつた」権を一方的に認めさせるなど、朝鮮にとっては日本が西洋諸国と結んだ不平等条約と同じ性質のものであつた」これは高校日本史教科書『三省堂日本史三訂版』（昭和五十六年初版発行）の江華島条約に関する記述だ。全ての教科書の説明がほぼこれと同じであり、中にはそのあとに、これが日本の「大陸進出の第一歩」であつたと付け加へてゐる教科書もある。何とも簡単で、一方的な記述ではないか。

これでは、江華島条約は我国が大陸進出の野心から武力を背景に押しつけた、いかにも不当な条約といふことになり、「侵略的意図に立脚した条約」と決めつける韓国の歴史書と変わるところがない。

成程、最後は江華島事件といふ武力衝突で事態が決着したのは遺憾なことであつたが、それに先立つて、明治初年から九年間の長い期間、日本が再三に亘つて維新の事情を説明し、修交提議を繰返したにも拘らず、韓国側の排外主義と旧套墨守で交渉が行詰つた経緯があつたのであり、それを没却した我国の現行歴史教科書の偏向した記述では、決して歴史の真実の姿は浮かんでは来ない。日本だけに責任を負はせるには歴史は余りにも複雑であつた——と著者は考へるのである。

第三節 開化と事大に揺れる朝鮮

壬午の変

その後の日韓關係をいかんまで述べよう。日韓修交以後、大院君の守旧派は勢力振はず、閔妃一族の開化派が力を伸ばし、日本の近代化に倣はんと、明治十四年には大規模な視察団を日本に派遣した。同年末から翌十五年春にかけて、朝鮮は日本より陸軍工兵少尉・堀本礼造を招いて新式軍隊を編成するなど軍制改革を断行した。

このやうな革新の風潮に対して、守旧派、殊に軍政改革で罷免された兵士達は深怨を抱いたが、明治十五年七月、倭給(米穀)の運配をきっかけとして旧兵の暴動が起きた。これを奇貨とした大院君は反乱を煽動したため、乱兵は乱民と合して多数の日本人を虐殺、日本公使館を襲撃した。また王宮にも乱入して閔妃一派の重臣を殺害、日本人教師堀本礼造も殺された。閔妃は危うい所で王宮を逃れ、殺害を免れた。乱が発生するや、清国は約五千の兵を朝鮮に送つて乱の鎮圧に当たると共に、事変の首魁である大院君を清国に拉致し、保定に抑留した。この変乱を「壬午の変」と呼ぶ。

この事変の善後約定として日本・朝鮮の間に済物浦条約が結ばれ(八月三十日)、朝鮮側は犯人の嚴罰等の他、日本に対して賠償金五十万円を支払ふこと、公使館警備のため京城に日本軍若干を置くこと、日本に謝罪使を派遣することを約した。事変の元凶は処断され、王妃は王宮に還り、大院君がかつて京城郊外に建てた斥洋碑は撤去された。十月には朴泳孝を修信大使とする修信使一行が来日して我国に謝罪し、事件は落着した。因に償金五十万円は

五カ年賦で支払はれる約定であつたが、朝鮮側は十カ年賦にすることを願ひ出たため、我国はこれを諒承した。そして朝鮮側が明治十五年、十六年に各五万円計十万円の支払を完了した後、我国は明治十七年、内政改革の資に供するため賠償金残額四十万円を朝鮮政府に返還するとともに、汽艇一隻と山砲二門を贈与したのであつた。このことも付け加えておかう。

事大主義

壬午の変は、清が朝鮮支配に乗出す好機となつた。事変後も清は三千の軍隊を朝鮮に留め、その指導の下に閔氏の政府を再建、閔氏また、日本式改革を捨てて、清に依存する事大主義の政策を採用した。朝鮮の官制は清国式に改められた。清は朝鮮と「商民水陸貿易章程」を結んで従来の宗属關係を再確認し、清国人は宗主国民として朝鮮内地に於ける居住、営業、旅行の自由を獲得した。朝鮮は外交面で甚しく無経験であつたので、清国人・馬建常と、清国が推薦したドイツ人・メレンドルフが外交顧問となり、また朝鮮の新式軍隊は事実上、朝鮮に駐留する清国司令官の統轄下に置かれることになつた。

斯くして清国は朝鮮の政治・軍事の実権を掌握したわけだが、これだけでは満足せず、日本の朝鮮進出を阻止するため、朝鮮に欧米諸国と通商關係を結ばせた。日本を掣肘するために第三国を利用する中国伝統の「夷を以て夷を制す」外交術策である。その結果、明治十五年から十七年にかけて、朝鮮は米英独伊露仏の諸国と相次いで通商条約を結ぶことになつた。

朝鮮は先の日韓修好条規に次いで、世界に向けて開国したわけだ、本来ならばそれは朝鮮近代化の契機となるべきものであつたが、朝鮮近代化に対する清国の忌避と、朝鮮自身の事大主義は、この国の近代化を著しく遅らせる結果となつた。

独立党を指導した日本

朝鮮の独立運動家と云へば、誰でも金玉均と朴泳孝の名を思ひ浮べる。壬午の変の後に朴泳孝ら修信使一行が来日したことは既に述べたが、この修信使一行の中に、後に我国と縁の深くなる金玉均も居た。清に頼る事大党に対して、彼等は日本を範として朝鮮の近代化と独立を遂げんとする独立党（開化党）に属してゐた。

彼等は、当時我国有数の指導者であつた福沢諭吉に接触して教へを乞うた。福沢は独立自主の意義を説き、人智を開発する途として洋学を教へる学校の設立と新聞の発行を勧めた。これは正しく、福沢自身が日本で実践してきた道に他ならない。だがこの福沢の近代化案を当時の朝鮮で実現するのは甚だ困難なことであつた。ただ、福沢門下の井上角五郎は朝鮮政府の顧問に招聘され、博文局を設置して『漢城旬報』を編集発行した。明治十六年十一月、朝鮮最初の新聞であつた。

また金玉均は福沢の勧告で、明治十六年初め、四十数名の留学生を我国に派遣、その半数は陸軍戸山学校に入校、他の者は各種の実業学校に入り、他日、朝鮮の軍隊及び産業の近代化の担ひ手たるべき教育を日本人から受けたのである。この時期、朝鮮の独立党は日本の援助を頼り、我国もまた彼等の指導啓発に努力を惜しまなかつた。

朝鮮改革の失敗——甲申事変

だが独立党は閔氏一派に憎悪されて要職に就くことができず、ために朝鮮近代化の計画は思ふやうに進捗しなかつた。このやうな状況下、明治十七年十二月に清仏戦争で清が敗れるや、独立党はこの機に乗じて事大党を一掃せんと図り、金玉均、朴泳孝らは日本の支持を得た上で十二月四日、郵政局（郵便局）開設祝賀晩餐会を利用してク

ーデターを起した。この乱で事大党の主な政敵を斃した独立党は翌日新政権を樹立、更にその翌六日には、清国への朝貢虚礼の廃止、門閥廃止、財政改革、宦官の廃止、巡査の急設による窃盜防止、近衛兵設置など十四項目の革新的政治綱領を公表した。

しかし事大党は袁世凱の勧告で清国の出兵を要請し、優勢な清兵が王宮に侵入するに及んでクーデターは敗退した。この事変で日本公使館は焼き払はれ、婦人を含む多くの日本居留民が惨殺された。この変乱を「甲申事変」といふ。政変に敗退した金玉均、朴泳孝らの独立党幹部は日本に亡命した。

甲申事変は結局のところ日清の衝突であつたが、これは翌明治十八年四月、我国全権・伊藤博文と清国全権・李鴻章の間に調印された天津条約で結着を見た。朝鮮の内紛に端を発して日清が争ふのは西洋列強、殊にロシアに漁夫の利を得させるに過ぎない。これを防ぐには朝鮮で日清が和協する必要がある——これが伊藤の抱負であつたと云はれる。

天津条約は、

- (一) 四カ月以内に日清両国が朝鮮から撤兵すること。
- (二) 朝鮮は軍隊を教練して自ら治安を維持すること。朝鮮軍隊の教練は第三国に委ね、以後、日清両国とも朝鮮で教練を行なはぬこと。
- (三) 将来朝鮮に変乱が発生して日清両国が出兵する時は先づ互ひに行文知照（文書で通知）し、事変後は直ちに撤兵すること。

の三条を定めた。日清とも条約通り撤兵した（尤も清国はその後、二百余名の兵商を密かに京城に残留させたとも云はれるが）。しかしそれでも朝鮮は自由な立場に立つには至らなかつた。清の袁世凱が通商事務全権委員といふ名目で依然京城に留り、朝鮮への圧力と干渉を強めると共に、京城に中国人街を形成するなど、清国商人を庇護して日韓両国の商人を圧迫したからである。

甲申事変に於ける独立党の敗北により、清は日本の進出を一応は阻止したものの、清国にとって新たな脅威が朝鮮に現はれた。ロシアである。そもそもロシアの進出は、清が日本を掣肘するために朝鮮を欧米列強に開放したと（既述）が原因であるから、清自らの以夷制夷政策の報いであると云つてよい。中国の愚策が極東の政局を混乱させた例は枚挙に遑がない程であるが、これもその一例と云へよう。

明治十七年（一八八四年）ロシアが朝鮮と通商条約を結んだ後、駐韓公使となつたウエーバーは巧みな術策で韓廷上下にロシアの勢力を浸透させるのに成功した。同時に、前述した如く、天津条約以後、清が朝鮮の内治外交への干渉を強めてきたことは、事大党の間にさへ清に対する忌避の感情と、逆に親露的傾向を生ずるに至つた。

清は朝廷の親露的傾向を抑制するため、抑留してゐた大院君を帰国させ（明治十八年）、更に朝鮮の税関事務を全く自国の手に掌握すると共に、朝鮮に派遣したメレンドルフなどの外交顧問がロシアに傾くや、次々に外交顧問を更迭した。のみならず、既述の如く清自ら朝鮮に西洋列強との条約を結ばせておきながら、明治二十年、朝鮮がこれらの国に公使を派遣せんとするや、異議を唱へて中止させるなど、前後矛盾も構ふことなく宗主国としての地位を保たんとした。

ロシアの進出に脅威を感じたのは、清のみならず英国も同じであつた。当時英国はアフガニスタンの境界問題でロシアと対立し、極東では、シベリアを南下して清韓両国を侵さんとするロシアの勢力を防止する必要があつた。明治十八年（一八八五年）四月、英国艦隊は突如、ロシア東洋艦隊の要路に当る朝鮮南端の巨文島を占領した。英国の強硬措置に驚愕したロシアは、清国と朝鮮を介して英国に抗議し、英国が巨文島を占領するならばロシアもまた朝鮮半島の一部を占領すると主張した。この問題は二年間の交渉のち、清国がロシアから「将来朝鮮のいかな

る部分をも占領せず」といふ宣言をとりつけ、これを保証として英国艦隊が巨文島を撤退して（明治二十年）解決したのであつた。英艦隊の巨文島占領は、ロシアの朝鮮進出がいかに極東情勢を緊迫させるかを如実に示す事件であらう。しかも、このやうな第三国の進出と抗争に、朝鮮自信が有効に対処する能力を欠いてゐたところに、朝鮮問題の複雑さと悲劇性があつたと云へよう。

朝鮮の親露傾向はますます強まり、明治二十一年（一八八八年）には露韓陸路通商条約が結ばれ、その結果、翌年には朝鮮北東部の慶興が対露貿易のために開かれ、ロシア人の租借地が設けられた。更に朝鮮はロシアの豆満江自由航行権を許可したが、これは三十年前、ロシアが満洲への侵略第一歩として清国との間に愛琿条約を締結した時、黒竜江・ウスリー江の内河航行権を獲得したやり方とそっくりである。ロシアが朝鮮侵略に着手しはじめたことは明らかであつた。

十五年前、征韓論に敗れて下野した西郷は、鹿児島に彼を訪ねた庄内藩元家老・菅実秀に「いづれロシアは満洲朝鮮半島を経て日本に迫つて来る。これこそ第二の元寇であり、日本にとっては生死の問題になる」と語つたことが記録されてゐるが、征韓論者西郷の最も危惧した状況が、早くも朝鮮に現出したわけである。

第四節 独立の気力なき国

金玉均——「援助」か「利用」か

朝鮮の独立党指導者の一人である金玉均が甲申事変失敗するや、朴泳孝等と共に我国に亡命したことは先に述べ

た。金について少しだけ書いておく。

朝鮮政府は独立党員の逮捕引渡しを再三我国に要求したが、我国は彼等を政治犯として扱ひ、引渡しを拒絶した。政府は最初、金を小笠原の父島へかくまつたが、孤島の生活の無聊に苦しんだ金が転住を希望したため、北海道へ移した。

金の小笠原滞留中は、玄洋社の来島恒喜（後に大隈外相の条約改正案に反対し、大隈に爆弾を投じて自決した）など日本人の同志達が、金を慰めんとてはるばる小笠原島までやつて来た。北海道に移つてからは、金は永山北海道長官等の親身の世話を受け、北海道滞留は表向きで、実際は東京に居ることの方が多かつたと云はれる。

のみならず我が政府はこの朝鮮からの亡命者に、父島滞在中は月額十五円、北海道滞在中は月額五十円の手当まで支給してゐた。官吏の初任給が三十円の時代に五十円と云へばかなりの額である。額の多少はともかく、亡命者に月給を出した政府といふのは珍しいだらう。

明治二十三年より金は東京在住を許され、井上馨、後藤象二郎、大養毅、福沢諭吉、頭山満など朝野の人士の厚意と援助で金は日本の生活を享受したのであつた。

しかし、朝鮮政府の差し向けた刺客が彼の身边に出没するやうになつたのはこの頃からであつた。遂に明治二十七年（一八九四年）三月、金は頭山など日本人同志が反対したにも拘らず、甘言に誘はれて上海に連れ出され、到着の翌二十七日、日本から同行した洪鐘宇に射殺された。

金の屍体は清国軍艦で朝鮮に送られた。朝鮮政府は屍体の首と両手両足を斬り分けるといふ六支の極刑に処し、首と四肢は数日間獄門にかけた上、鶏林八道（全朝鮮）にさらし、体軀は漢江に投棄した。金の父は処刑、弟は獄死、母は悲嘆の余り自殺したと云はれる。

金の遺骸が清国軍艦「威靖号」で朝鮮に運ばれたことや、李鴻章が金暗殺について朝鮮国王に祝電を送つたことなどから、暗殺には李鴻章が関係してゐるとの推測も行なはれた。金暗殺に対する日本人の国民感情について福沢

諭吉は「支那人に対して自づから厭然たらざるものなきを得ず」と書き、「我が国人の感情はますます鋭敏を加へて、ますます疑団を大にすることはなきや」と危惧したが、福沢の予想通り、朝鮮政府の金に対する惨刑や清国の暗殺及び暗殺者に対する称賛の事実が判明するや、清韓両国の無道に我が国論は沸騰した。金玉均の葬儀は五月二十日、浅草本願寺で日本人の知己友人達によつて盛大に営まれた。

現在、金玉均の墓は東京・本郷の真浄寺にある。金の知己の甲斐軍治が朝鮮で梟首台から金の遺髪を収めて帰り、これを埋めて建てたものだ。墓石の高さは二メートルを優に越す堂々たるもので、その巨石の正面には「朝鮮国金玉均君之墓」と大きな楷書文字が深々と彫り込まれてゐる。傍らには甲斐軍治の小さな墓がある。金の墓は、無論、境内のどの日本人の墓よりも大きく、また、これ程立派な墓は日本でも珍しいのではあるまいか。

かつて、韓国の歴史学者との日韓歴史論争の折、「この墓が、日本の志士達と一部の韓国人が大アジア主義にかけた夢を物語つてゐるのではないか」と筆者が述べたのに対して、韓国の学者から「それは金玉均が利用できる人物であつたといふ、ある一部の認識を代弁してゐる」のだと反論が返つてきた（「激突！日韓大論争」、「文藝春秋」昭和六十一年十二月号）。

我国朝野の人士が、金玉均と同志的契りを結んで援助を惜しまなかつたのは、朝鮮の独立と、ひいては日韓清三国を軸とした盟友的結合体による西洋列強の植民地支配打倒とアジアの再興といふ壮大な理想があつたからに他ならない。日本人は、金玉均を大アジア主義の同志と見たからこそ「援助」したのであり、それを「利用」したと云ひなすのは、「アジアの再興」と云ふ当時の歴史的課題が全く見えてゐないからであらう。

独立を忘れた事大主義と内訌絶えることなき韓国の改革こそ、アジア復興への第一歩なりとの日本人の認識は決して間違つてはゐなかつた筈である。

日本人は金玉均を「援助」したのだと云ひ、韓国人は金は「利用」されたのだと云ふ。この表現のズレこそ、正しく日韓の歴史認識の違いであると云つてよいだらう。

悪友を謝絶した「脱亜論」

福沢諭吉が時事新報紙上に「脱亜論」を発表したのは、甲申事変後間もない明治十八年三月のことであった。

「今日の謀をなすに、我国は隣国の開明を待ちて共に亜細亜を興すの猶予あるべからず、寧ろその伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、その支那朝鮮に接するの法も、隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從つて処分すべきのみ。悪友を親しむ者は、共に悪名を免るべからず。我は心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」

「支那朝鮮」に対する断乎たる訣別宣言である。一体、福沢は、甲申事変に関しては時事新報紙上で強硬な対支開戦論を主張したため、当局の検閲によつて、屢々社説の掲載を禁じられ、時事新報自体も危く発行停止になるところであつた。然るに、天津条約で一件落着し、我国が殆ど朝鮮から手を引くことになつた結末に対し、福沢は甚だ不満であつたが、間もなく英国の巨文島占領事件が起ると、福沢は時事新報紙上に「朝鮮人民のためにその国の滅亡を賀す」と題する社説を掲げ、遂に時事新報は発行停止を命ぜられる憂目に遭つたのである。

壬午事変の後、独立党人士を通して朝鮮近代化のための指導と援助を惜しみなく与へ、「凡そ朝鮮人といへば滿腔の同情を惜しまない」と評された福沢が、何故、一転してかくも峻烈なる清韓批判者になつたのか。

基本的には、人と国家の独立自尊についての福沢の厳しい觀念が、アジアの隣国に見切りをつけさせたと考へてよいだらう。東洋各国に駸々として押し寄せる欧米勢力に対して我國の独立を守るには、アジアの隣邦を誘掖して近代文明国家たらしめ、共に独立を全うして西力東漸を防がねばならぬ——これが福沢の思想である。福沢によれば、日本一個の独立では不十分なのだ。彼は火事予防の比喩を以てそれを説く。

「彼の火事を防ぐ者を見よ。たとひ我が一家を石室にするも近隣に木造板屋の粗なるものあるときは決して安心

すべからず。故に火災の防禦を堅固にせんと欲すれば、万一の時に（近隣を）応援するのは勿論、無事の日こそ主人に談じて我家に等しき石室を造らしむること緊要なり。或は時宜により強ひて之を造らしむるも可なり。

蓋し、真実隣家を愛するにあらず、又にくむにあらず、ただ自家の類焼を恐るればなり」

割り切つたと云へば割り切つた、しかし自存自衛のためには已むを得ぬギリギリの時局認識であつた。斯くして明治日本の標榜せる「富国強兵」も「文明開化」も「殖産興業」も、そして「自由民権」も、国力の充実、国家の独立といふ一点を指す必死の自己防衛の途に他ならなかつたのだ。

「独立の氣力なき者は邦を思ふこと深切ならず」と福沢は云ふ。彼にとつて、独立の氣概なき民族は、到底国を興し、独立を勝ち取る見込みはない、と見えたに違ひない。

「脱亜論」をアジア蔑視の説とし、侵略思想や帝国主義と結びつけて非難する論者もあるやうだ。成程、秋霜烈日の如き「脱亜論」の清韓批判を読むとき、いかにも四海兄弟の隣人愛の欠如を指摘するのは容易である。だが福沢はユーロピアの平和論者ではなく、あくまでも現実主義的独立論者なのであつた。彼はこの種の非難に対して、すでに「文明論之概略」の中で「人或は云はん、人類の約束はただ自国の独立のみを以て目的となすべからず、なほ別に永遠高尚の極に眼を着すべしと。この言、真に然り……（しかしながら）今の世界の有様に於て、国と国との交際にはまだこの高遠のことを談ずべからず」と答へてゐるのだ。

福沢は「迂闊空遠」の論を排する。日本とアジアの置かれた現況と時処を超越した空漠の議論は彼の好む所ではなかつた。それ故、清韓二十年の国状、真に救ひ難し、と悟つた時、彼は翻然、「悪友」と手を切つて独立独行することこそ、彼の熱愛してやまぬ祖国日本の生きる途であることに想到したのである。

あくまでも朝鮮を属国の地位に止め置かうとする尊厳な中華思想の清国と、大院君派と閔妃派の内訌絶えることなく、時によつて清に服し、日本に倚り、あるいは露を迎へる叛服常なき事大思想の朝鮮の姿については既述した通りである。斯くの如く文明を喜ばず、独立の意義を悟らうとせぬ隣邦に深くかかづらふことは、やがて日本自身

が共倒れすることになりかねない。福沢は当然、これを峻拒する。「脱亜論」はこのやうな文脈で理解されねばならない。

その後の日本の大陸政策を「侵略」とか「帝国主義」として「脱亜論」と同一線上に置き、思想的関連づけを試みんとするのは、「脱亜論」が書かれた歴史状況を無視する観念論である。日清日露戦役以降の我が大陸政策は、明治十八年当時の状況とは別の国際政治力学の現実と論理に従って推進されたのであり、その責任をも福沢に転嫁するのは、歴史展開の不可測性を没却する虚妄のイデオロギ以外のものであるまい。

第二章 日清戦争